

『教育的配慮』とは法規・法令を越えたところにある

1 はじめに

学校において営まれるすべての教育活動は法規や法令に基づいていることが研修会等においてよく言われる。法規演習が昨今の研修の中核に位置づけられる所以でもある。

公的表簿の記載においても誤記があってはならないし、当然のことながら公文書間において整合性のない記載はあってはならない。また、監査においてその不備が明らかになれば厳しく指摘され、訂正を求められるハズである。

2 教育的配慮とは

ところが、必ずしも法令どおりにいかない場合も現実にはあるのである。その例を提示する。

<例>

母子家庭の母親が再婚し、新しい父親は母親の連れ子を自分の子どもとして認知した。(この時点で戸籍上は母も子も新しい父親の姓になったものとする)

しかし、母親は子の心情に配慮して学校では今までどおり旧姓で扱ってほしいと願い出てきた。当然、学校は親子の気持ちを尊重して「教育的配慮」において学校生活では旧姓で扱うことを約束した。

3 教育的配慮と公的表簿

さて、学校生活では旧姓を使用するとして、では、このことに係る下記に示す公的表簿はどのように記載すべきなのだろうか。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ・ 指導要録(指導要録抄本) | ・ 出席簿 |
| ・ 卒業証書 | ・ 卒業証書授与原簿 |
| ・ 保健に関する文書(健康診断票, 歯の検査票, 保健調査票等) | |
| ・ 地教委に提出する児童生徒名簿 | ・ 学校沿革誌に記載する氏名 |

指導要録の学籍に関する記録における生徒(児童)氏名欄は『原則として学齢簿の記載に基づき、…』と H13.4の文科省通知文にあることから、戸籍上の姓(学齢簿)を記載することを求めている。ただ『原則として』とあるように例外もあることを暗に示してはいる。ただ、その例外は「教育的配慮」を指しているとはどこにも書いていないし、何をもって例外とするのかも示していない。したがって、学校や校長が「教育的に配慮」したとしても、多くの事象においては裏付けとな

る法的な根拠はないと言っているのである。

4 公的表簿の記載に関して

(1) 指導要録(指導要録抄本)

学齢簿(戸籍上の姓)による姓を記載することが適当と判断する。したがって、ここでは親の意向とは無関係に学齢簿の姓を記載すべきである。

ただし、抄本の記載においては原本と違えることはできないものの、親の意向を進学先に何らかの方法で伝えるべきである。

(2) 出席簿

出席簿は学級編制上(ひいては教職員定数にも関わる)重要な公的表簿であり、県の定数監査においては指導要録等との整合性が厳密に求められる性質のものである。とすれば、指導要録と同様に学齢簿による姓の記載をすべきである。

しかし、全くの私見だが学校現場においては出席簿を用いて出欠確認をしたり、通常使用の名簿づくりの原本にしたりすることなどを考えれば旧姓を記載した方が生徒や保護者に配慮した対応といえるのではないだろうか。

旧姓を記載した場合の指導要録との整合性については後に述べる。

(3) 卒業証書

卒業式においては保護者や生徒の意向を尊重して旧姓で氏名を読み上げるべきであろう。ただ、卒業証書は個人にとって将来ずっと残るものである。名前の記載については今一度保護者に確認をとる必要があるだろう。なぜなら、仮に現校においては旧姓使用を望んだとしても区切りとしての卒業、または転学後は新姓に切り替える意志があるなら証書の記載は新姓の方がいいのかも知れないからである。

当然、この場合校長は式当日、新姓で記載された証書を旧姓で読む綱渡りの配慮が必要である。

もちろん、卒業後も旧姓を使い続ける意向であればそのような配慮は必要ない。

(4) 卒業証書授与原簿

これは少しやっかいである。

卒業証書は前述のように本人に渡るものだから、校長の「教育的判断」のみで親や本人の意向に沿う形で旧姓を記載することはできる。しかし、原簿は学校に残る永久保存の公的表簿である。当然、指導要録との整合性も求められるはずである。

また、卒業証書は原簿との照合の上、割印が押してあることから記載に相違があってはならないものとする。

卒業証書が旧姓であれば当然原簿も旧姓でなければならないのだが、そうになると原簿と指導要録との整合性がとれなくなってしまう。卒業証書は学校には残らないのだからと、あえて証書は旧姓で原簿は新姓でという荒技もやろうと思えばできないことはない。また、そうすることがある意味『教育的配慮』なのかもしれない。しかし、ではそうしましょうと単純に言えないところに法の壁があるのである。

(5) 保健に関する文書

出席簿と同等に考えたい。基本的には指導要録と同様に学齢簿による姓の記載をすべきであると考ええる。

しかし、学校現場においては保健調査票を基にして、生徒個々に持たせる健康カードを作成することなどを考えれば旧姓を記載した方が教育的配慮といえるのではないだろうか。

これも旧姓を記載した場合の指導要録との整合性については後に述べる。

(6) 年度当初に地教委へ提出する児童生徒名簿

これも指導要録同様、学齢簿(戸籍上の姓)による姓を記載することが適当と判断する。ただ、新姓を記載した上で通常使用している旧姓を欄外に書き加えて報告することも可能である。

いずれにしても、定数監査の折りに県教委と市教委への二重の説明は避けたい。

(7) 学校沿革誌に記載する氏名

学校沿革誌に生徒名が記載される項目は2か所ある。生徒会役員欄と特殊行為による賞罰欄である。

学校沿革誌はおそらく指導要録との整合性が厳密に求められるものではないのではないかと勝手に考えている。したがって、卒業証書同様、本人が卒業後も旧姓を使用する意向があるかどうかによってその記載をどちらか選択してよいものとする。

正統でないことを承知しながら、すべての表簿に整合性を持たせる一つの回避方法を提案したい。

指導要録の生徒氏名欄に記載された新姓の下部に鉛筆で旧姓を記載しておくのである。そうすることによって、指導要録のみが新姓でその他の公的表簿がすべて旧姓であったとしても個人の在籍あるいは総在籍数に偽りがなく、その鉛筆記述によって証明されるはずである。結果、定数監査もクリアできるのではないだろうか。

しかし、これは全くの私見であり、法的に認められるものであるかどうかは監

査をする側に聞かなければ分からない。あくまで『教育的配慮』としての苦肉の策である。仮にもし、これが認められるのならば出席簿等すべての公的表簿の旧姓記載の問題も回避されるのである。

5 おわりに

矛盾した言い方だが、法令に依らない事柄についても法令に書いてあれば、すべての教育活動は法令に依ると言える。しかし、現実には法令に書いてあることは学校の組織や職務内容、教育活動のほんの一部でしかない。

はじめから想定されていない、または想定のない、または想定してはいけない事柄が学校現場には多くある。

たとえば、給食費や学納金の不納は基本的に想定しない事柄である。不納を見越して給食費を徴収したり、献立を考えたりすることはできないのである。しかし、現実には家庭の経済的困窮とは無関係に不納はある。

社会通念上、食事代を払わない者に食事を提供する公的機関はない。では、学校も不払いと同時に生徒への給食を停止してよいかというとそれはできない。なぜか…、それは『教育的配慮』からである。

社会常識どおりに給食費不納に対して給食停止をすれば真っ先に批判されるのは校長であり、批判するのは皮肉にも常識のある地域社会である。

学校はいつでも世間の常識論や法規・法令と『教育的配慮』との板挟みでもがいている。学校の常識は世間の非常識と揶揄される一因も本当はここにある。

学校が世間の常識や法規・法令どおりにためらいなく実行することが許されるなら、学校はこれほど多忙ではなく、校長の職務は今ほど過酷なものではないかもしれない。